

令和5年度

定期監査結果報告書

令和5年11月27日

可児市監査委員

地方自治法及び可児市監査基準に則り監査を実施したので、その結果を以下のとおり報告する。

第1 監査の種類

地方自治法第199条第1項、第2項、第4項の規定による監査

第2 期間及び対象

- 1 令和4年8月26日から令和5年3月31日（39部署）
 - (1) 市長公室（人事課、秘書広報課）
 - (2) 企画部（総合政策課）
 - (3) 総務部（総務課、防災安全課、市民課、情報企画室）
 - (4) 観光経済部（産業振興課、観光交流課、企業誘致課）
 - (5) 文化スポーツ部（文化スポーツ課、文化財課、郷土歴史館）
 - (6) 市民部（人づくり課、図書館）
 - (7) こども健康部（子育て支援課、こども発達支援センターくれよん、新型コロナワクチン接種推進室）
 - (8) 建設部（建築指導課、施設住宅課、管理用地課）
 - (9) 会計課
 - (10) 教育委員会事務局（学校給食センター）
 - (11) 選挙管理委員会事務局
 - (12) 監査委員事務局、固定資産評価審査委員会事務局、可茂広域公平委員会事務局
 - (13) 農業委員会事務局
 - (14) 連絡所・地区センター（下恵土、平牧、桜ヶ丘、広見、川合）
 - (15) 小学校（帷子、東明、桜ヶ丘、今渡北）、中学校（蘇南）
 - (16) 保育園（めぐみ）
- 2 令和5年4月1日から令和5年9月26日（34部署）
 - (1) 市政企画部（財政課）
 - (2) 総務部（管財検査課、税務課、収納課）
 - (3) 市民文化部（地域協働課、環境課）
 - (4) 福祉部（高齢福祉課、福祉支援課、介護保険課、国保年金課）
 - (5) こども健康部（保育課、健康増進課）
 - (6) 建設部（都市計画課、土木課、都市整備課）
 - (7) 水道部（上下水道料金課、水道課、下水道課）
 - (8) 教育委員会事務局（教育総務課、学校教育課、教育研究所）
 - (9) 議会事務局（議会総務課）

- (10) 連絡所・地区センター（土田、姫治、久々利、広見東、兼山）
- (11) 小学校（広見、南帷子、春里、今渡南）、中学校（西可児）
- (12) 保育園（久々利）、幼稚園（瀬田）

第3 着眼点

地方自治法第2条第14項及び第15項の規定の趣旨に沿って、事務事業が法令等に従い効率的かつ効果的に執行されているか、また、合理的で適正に執行されているかを主眼に実施するもの。

第4 主な実施内容

1 監査委員による質疑応答

被監査部署から業務実績、予算執行状況の説明を受けた後、監査委員から関係職員への質疑応答、施設の現地確認を行った。

2 事務局職員による確認

(1) 事務書類の処理状況の確認

被監査部署の契約事務、会計事務等の書類処理について、各種条例、規則、手引き等への適合可否を確認した。

(2) 現金取扱状況の確認

被監査部署の現金取扱状況（レジ、金庫、鍵の管理、入金手順、帳簿管理等）を確認した。

(3) 備品管理状況の確認

ア 現場において、被監査部署が購入した備品の現物及び管理シール貼付を確認した。

イ 被監査部署が廃棄した備品について、適正な廃棄事務処理が行われているかを確認した。

(4) 関係団体の事務上の管理状況の確認

被監査部署で事務取扱のある関係団体がある場合、その事務上の管理状況（通帳、印鑑の管理状況、帳簿、伝票の作成状況）を確認した。

第5 結果

各部署の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに事務の執行については、一部の部署において契約事項とは異なる事務の執行がなされていましたが、その他の部署においては概ね適正に実施されているものと認められた。

また、各部署の事務書類の処理状況、現金取扱状況、備品管理状況、関係団体の事務上の管理状況の確認においても概ね適正に処理されているものと認められた。

今後の事務にあたっては、下記の要望事項に留意の上、引き続き適切な遂行に努められたい。

第6 要望事項

- 1 各部署の管理者は、P D C Aサイクルに基づき、担当する部署の事務の執行が適正になされているか確認するとともに、部下職員に事務を任せきりにするのではなく、部下職員の仕事の執行状況について適時・適格に把握し、必要に応じて的確な指示を行うようにされたい。
- 2 市の施設内に保管されている各種団体の備品について、保管に関する契約や許可がなされていない施設がほとんどであるため、許可基準を明確にし、保管に関する契約を締結するなど、保管に係る責任の所在を明らかにされたい。また、施設内に保管されている備品について、必要最小限のものとするなど所有者に指示されたい。
- 3 時間外勤務について職員により偏りが見受けられるため、一部の職員に偏りが生じないように、仕事の進め方の工夫や職員間の協力体制の見直しのほか会計年度任用職員の採用等により、時間外勤務の減少に努められたい。
- 4 市が実施している各種サービスについて、利用者にとって何が重要とされているのかを把握することが重要である。アンケートの実施などにより利用者の意見を聴取しているが、単に傾聴するのではなく、具体的な改善方法について検討されたい。
- 5 随意契約においては、前回と同じ業者を選定し、安易に同じ価格で契約することにもなりかねない。随意契約は、競争入札を原則とする契約方式の例外であることを認識し、随意契約とする具体的な理由を明らかにし、行財政運営の健全性・透明性の確保に努められたい。
- 6 新たな予算が必要となる場合においても、事務の軽減が図れるようであれば積極的にD X化を進め、新しいシステムの導入を検討されたい。先進事例の調査について、インターネット等からの情報収集のほか、必要に応じて他団体への視察を実施するなど、成功事例に関する情報を取り入れる機会を設けられたい。